

宅配便事業者を装った「不在通知」の詐欺ショートメールに注意しましょう！



◎事例紹介

スマートフォンに、宅配便事業者から「お荷物をお届けにあがりましたが、不在の為、持ち帰りました」というショートメールが届いた。メールに添付されていたURLをタップすると、何かをダウンロードするような画面になった。

数日後、全く知らない相手からスマートフォンに着信があり、相手は私のことを宅配便事業者と勘違いしているようで、荷物の再配達の話がされたが、私は間違いであることを伝え、電話を切った。しかし、その後も、同じような荷物再配達の見合わせ電話がかかってきた。

不審に思い、スマートフォンのショップに行ったところ、私のスマートフォンから海外宛てに100回以上ショートメールが送信済みとなっており、高額な通信料が計上されていることがわかった。

どうやら、添付URLをタップしたことにより、勝手に何通ものショートメールを発信する不正アプリがインストールされてしまったようだ。私に届いたショートメールは、宅配便事業者を装った詐欺メールであった。



◎五所川原市消費生活センターからの助言

▷事例のようなメールが届いたら、詐欺を強く疑いましょう。安易に添付URLをタップ・クリックしてはいけません。早めに家族や下記の相談窓口にご相談しましょう。

▷添付URLをタップ・クリックしてしまった場合には、すぐに下記の相談窓口や携帯電話会社のショップ等に相談しましょう。氏名等の個人情報、携帯電話のIDやパスワードの入力画面が表示されても、入力してはいけません。

▷普段、スマートフォンや携帯電話のキャリア決済を利用しない人は、携帯ショップに行くなどして、あらかじめキャリア決済の設定を「利用不可」または「利用限度額を最低額」に設定してもらい、キャリア決済の悪用を未然に防ぎましょう。

相談窓口

消費者ホットライン 局番なし 188

五所川原市消費生活センター TEL33-1626 または TEL26-5881

五所川原市 相談窓口紹介ネットワーク 連絡先

相談の種類	相談の内容	相談窓口	電話番号・受付時間
消費生活相談	商品・サービスの提供や契約に関する苦情相談、および多重債務に関する相談	五所川原市消費生活センター	TEL33-1626/TEL26-5881 月～金 9:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)
		消費者ホットライン	局番なし 188(いやや) 月～金 9:00～17:30 土・日・祝 10:00～16:00 (年末年始を除く)
	借金(多重債務)などに関する相談	消費者信用生活協同組合	TEL0120-102-143 月～金 第2・4土曜日 9:00～17:00(祝日を除く)
生活一般相談	日常生活のあらゆる心配ごと	五所川原市社会福祉協議会	TEL39-1212 24時間